

# ごみ処理基本計画

平成 29 年度～平成 38 年度

**【概要版】**

十和田地域広域事務組合

# ごみ処理基本計画

【概要版】

平成 29 年 2 月

## 目次

---

第1章 基本的事項の整理	1
1 計画策定の趣旨と目的	1
2 計画の期間	1
3 計画策定に至るまでのフロー	2
4 計画対象区域及び対象範囲	2
5 計画区域内人口	2
第2章 ごみ処理の現況と評価	3
1 ごみ処理の体系	3
2 中間処理施設及び最終処分場の現況	4
3 ごみの排出状況	4
4 資源化・減量化の現況	8
4-1 資源ごみ	8
4-2 集団回収等による資源の回収	10
4-3 リサイクル率	11
5 ごみ質の現況	12
6 ごみ処理費用の現況	13
7 ごみ処理の現況評価及び課題	14
7-1 ごみ処理の現況評価	14
7-2 収集・運搬の現況評価及び課題	17
7-3 中間処理の現況評価及び課題	17
7-4 最終処分の現況評価及び課題	17
7-5 資源化・減量化の現況評価及び課題	18
7-6 中間処理施設の現況評価及び課題	18
7-7 最終処分場の現況評価及び課題	18
第3章 ごみ処理の将来予測と目標値の設定	19
1 ごみ処理の将来予測	19
2 組合の人口	20
2-1 行政区域内人口の実績	20
2-2 将来予測人口	20
3 ごみの一人一日当たり排出量（原単位）の推計	21
4 ごみ処理の目標値の設定	22
5 ごみ処理の目標値の評価	27
第4章 ごみ処理基本計画	28

---

1 基本方針 .....	28
2 計画のフレーム .....	29
2-1 計画目標年次 .....	29
2-2 計画区域 .....	29
2-3 計画人口 .....	29
3 収集・運搬計画 .....	29
3-1 ごみの分別区分 .....	29
3-2 収集運搬体制 .....	30
3-3 収集頻度 .....	30
3-4 収集品目、収集頻度の見直しの基本的な考え方.....	30
3-5 ごみの排出容器 .....	31
4 中間処理計画 .....	32
5 最終処分計画 .....	32
6 ごみ処理施設整備計画 .....	32
6-1 中間処理施設 .....	32
6-2 最終処分場 .....	32
7 資源化・減量化計画 .....	33
8 基本方針の実現に向けた施策 .....	33
9 一般廃棄物処理業の許可 .....	36
10 家庭ごみ処理の有料化 .....	36
11 災害廃棄物処理計画 .....	36

## 第1章 基本的事項の整理

### 1 計画策定の趣旨と目的

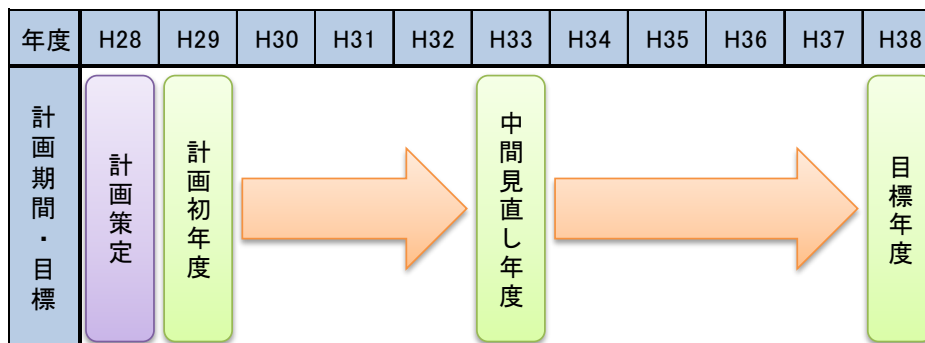
十和田地域広域事務組合（以下、「組合」という）では、組合を構成する十和田市・六戸町・おいらせ町・五戸町・新郷村の1市3町1村（以下、「構成市町村」という）から発生する廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しています。平成19年3月に平成28年度までの長期計画となるごみ処理基本計画を策定していますが、平成29年度以降のごみ処理基本計画が必要になっていること、社会情勢の変化等に対応する必要性が生じていることなどから、新たな計画を策定することにしました。

本計画の目的は、『長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める』ことです。

### 2 計画の期間

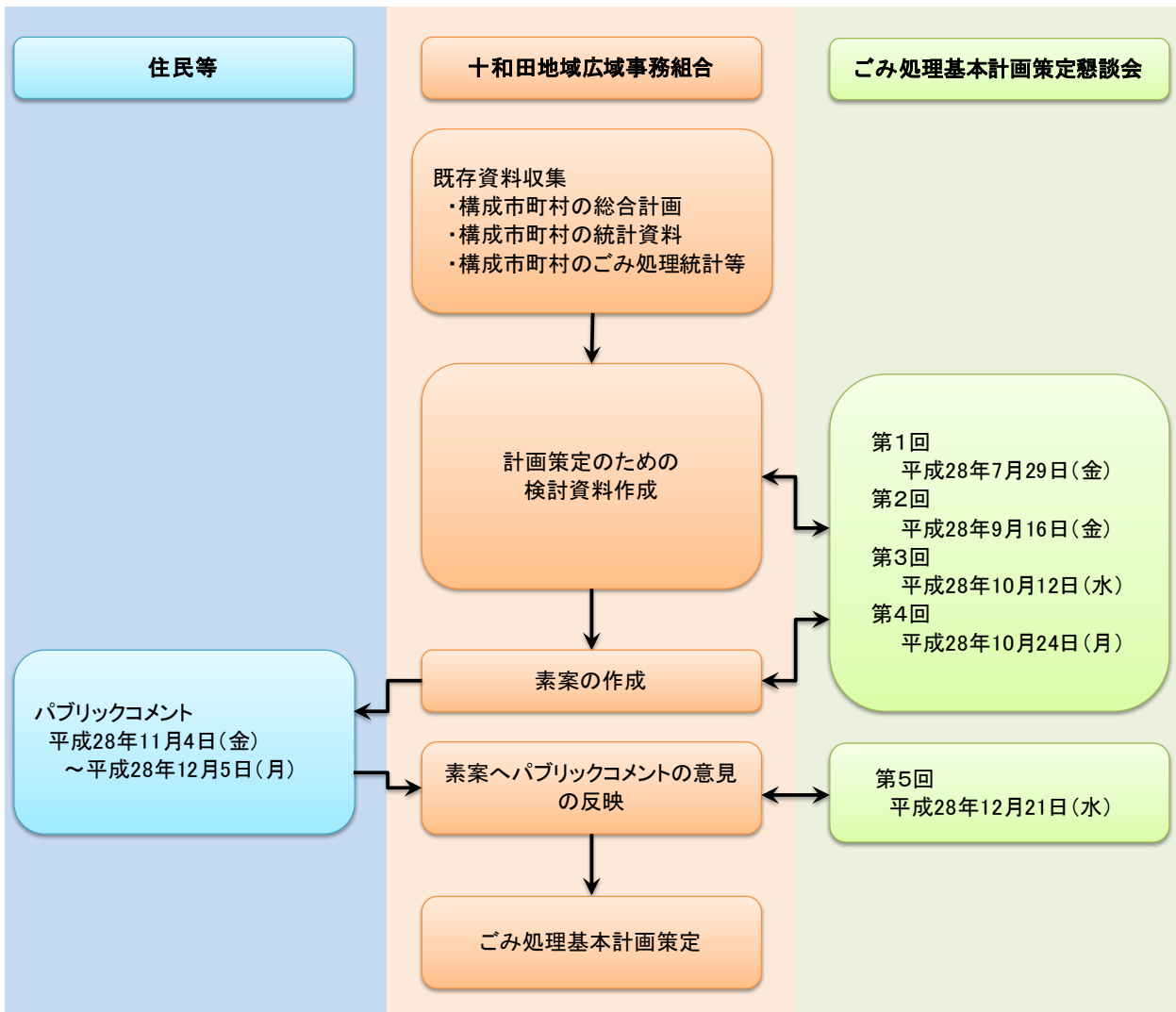
本計画では平成29年度を初年度とし平成38年度を目標年度とした10か年計画とします。また、中間見直し年度を平成33年度とし、本計画の進捗等を確認します。

表 1-1 計画の期間



### 3 計画策定に至るまでのフロー

ごみ処理基本計画の作成に当たって、計画策定に至るまでのフローは以下のとおりです。



### 4 計画対象区域及び対象範囲

計画対象区域は、構成市町村全域です。

計画対象範囲は、一般廃棄物のうち、ごみに関する事項です。

### 5 計画区域内人口

計画目標年次(平成38年度)の計画区域内人口は108,386人です。

## 第2章 ごみ処理の現況と評価

### 1 ごみ処理の体系

組合におけるごみの排出区分は4種12分別に分けられます。排出から最終処分までの処理の概要は図2-1のごみ処理フロー図のとおりです。

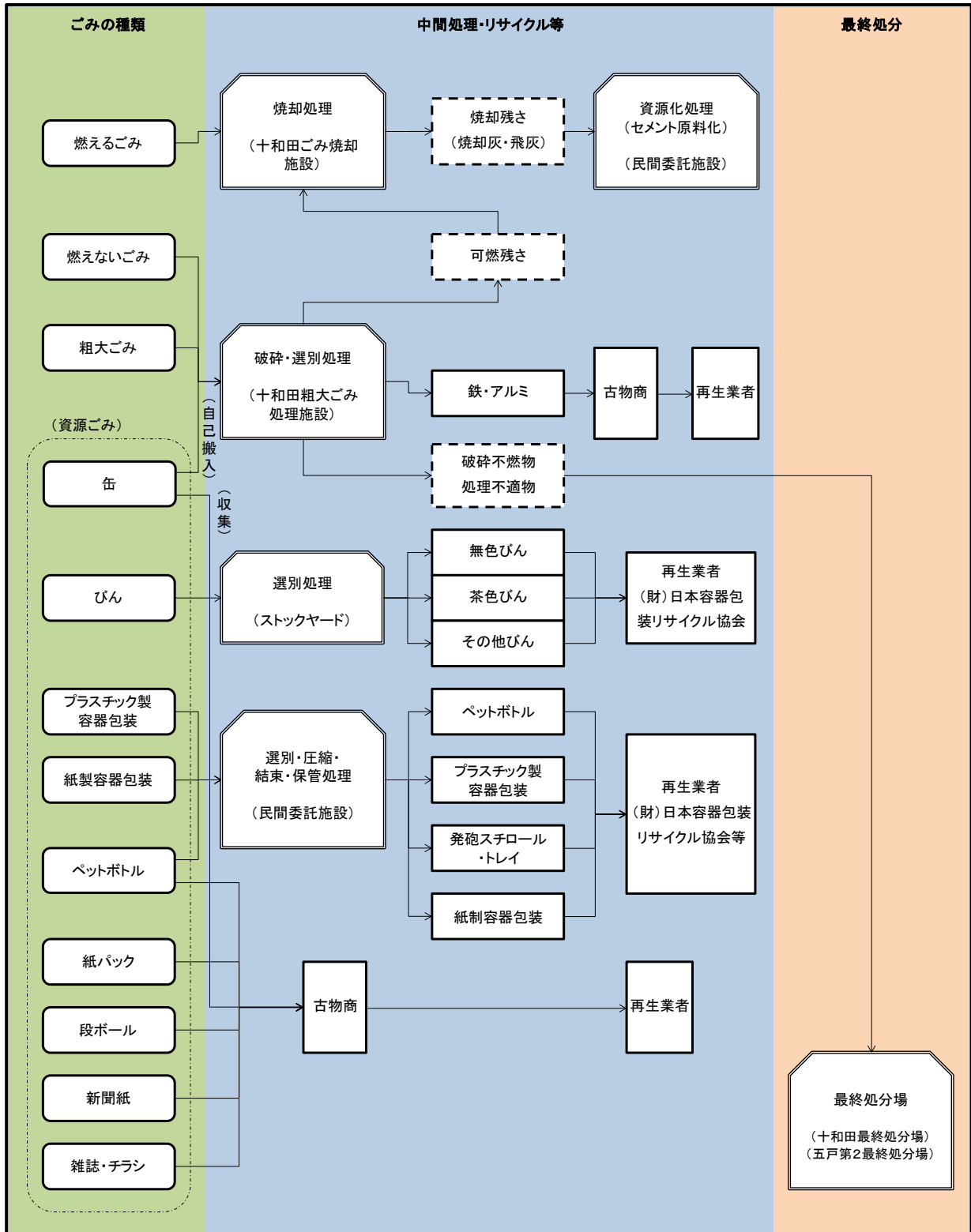


図 2-1 ごみ処理フロー図

## 2 中間処理施設及び最終処分場の現況

組合管内で発生したごみのうち、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び一部資源ごみは、十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設で中間処理を行っています。また、最終処分は、十和田最終処分場及び五戸第2最終処分場の2箇所で行っています。

それぞれ、稼働期間が長くなり老朽化が進んでいますが、適切な維持管理を行っており、大きな不具合は生じていません。

## 3 ごみの排出状況

組合全体のごみの排出状況について表2-1及び図2-2に、一人一日当たり排出量（原単位）について図2-3に示します。

排出量は、平成24年度をピークにやや減少傾向になっていますが、一人一日当たり排出量（原単位）はほぼ横ばいの状況となっています。

図2-4と図2-5には、それぞれ家庭系ごみ、事業系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）の全国と青森県との比較を示します。

家庭系ごみは、青森県を下回り全国と同等程度となっておりますが、平成24年度に急激に増加し、以後は横ばいに近い推移となっています。

事業系ごみは、青森県、全国よりも少ない値となっており、排出量の削減が進んでいると見られますが、近年ではやや増加傾向になっています。

なお、一人一日当たり排出量（原単位）は、ごみ排出量と人口から一人一日当たりの排出量で算出した数値で、以下の式で表されます。

$$\begin{aligned} & \text{一人一日当たり排出量（原単位）（g/人・日）} \\ & = \text{ごみ排出量} / \text{行政区域内人口} / 365 \text{日又は} 366 \text{日} \times 1,000,000 \end{aligned}$$



表 2-1 ごみの排出状況（組合全体）

区分		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
行政区域内人口		人	123,838	123,263	122,457	121,667	120,648	
排出量	家庭系ごみ	可燃(燃えるごみ)	t/年	21,701	22,430	22,460	22,385	22,065
		不燃(燃えないごみ)	t/年	905	994	986	963	901
		粗大(粗大ごみ)	t/年	531	710	747	724	745
		資源ごみ	t/年	3,520	3,752	3,502	3,414	3,230
		計	t/年	26,657	27,886	27,695	27,486	26,941
	事業系ごみ	可燃(燃えるごみ)	t/年	13,106	12,398	11,447	11,501	11,716
		不燃(燃えないごみ)	t/年	45	40	32	34	38
		粗大(粗大ごみ)	t/年	62	57	79	79	94
		資源ごみ	t/年	256	169	147	139	129
		計	t/年	13,469	12,664	11,705	11,753	11,977
合計		t/年	40,126	40,549	39,400	39,239	38,918	
原単位	家庭系ごみ	可燃(燃えるごみ)	g/人・日	478.8	498.5	502.5	504.1	499.7
		不燃(燃えないごみ)	g/人・日	20.0	22.1	22.1	21.7	20.4
		粗大(粗大ごみ)	g/人・日	11.7	15.8	16.7	16.3	16.9
		資源ごみ	g/人・日	77.7	83.4	78.4	76.9	73.1
		計	g/人・日	588.1	619.8	619.6	618.9	610.1
	事業系ごみ	可燃(燃えるごみ)	g/人・日	289.2	275.6	256.1	259.0	265.3
		不燃(燃えないごみ)	g/人・日	1.0	0.9	0.7	0.8	0.9
		粗大(粗大ごみ)	g/人・日	1.4	1.3	1.8	1.8	2.1
		資源ごみ	g/人・日	5.7	3.8	3.3	3.1	2.9
		計	g/人・日	297.2	281.5	261.9	264.7	271.2
合計		g/人・日	885.3	901.3	881.5	883.6	881.3	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※人口は住民基本台帳による。

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果及び組合資料

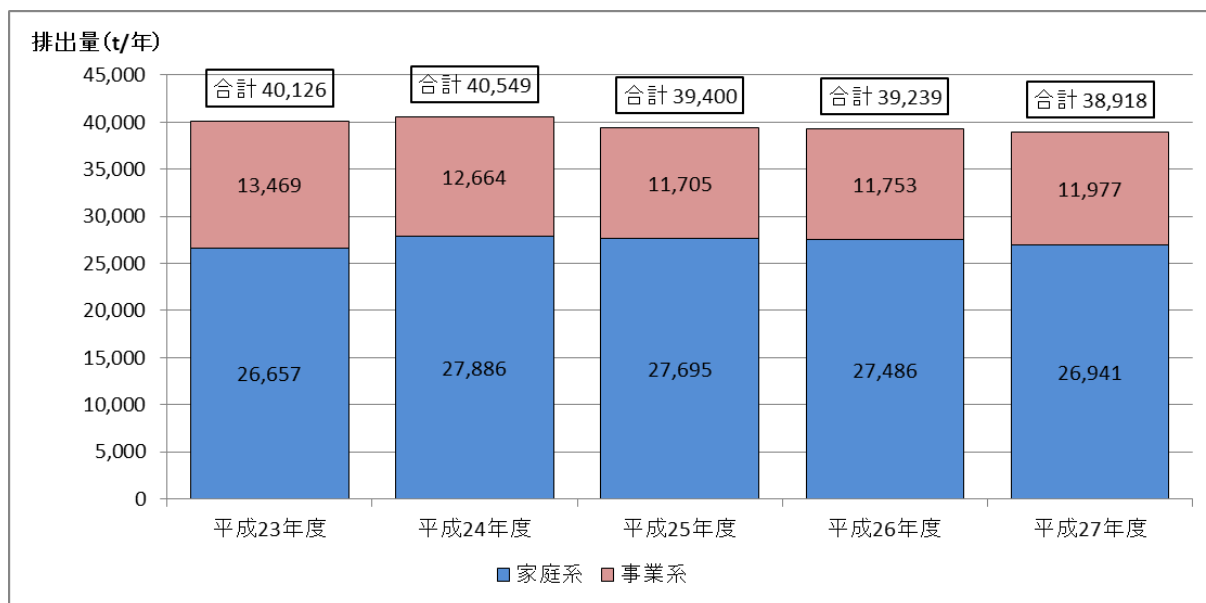


図 2-2 ごみの排出量の状況（組合全体）

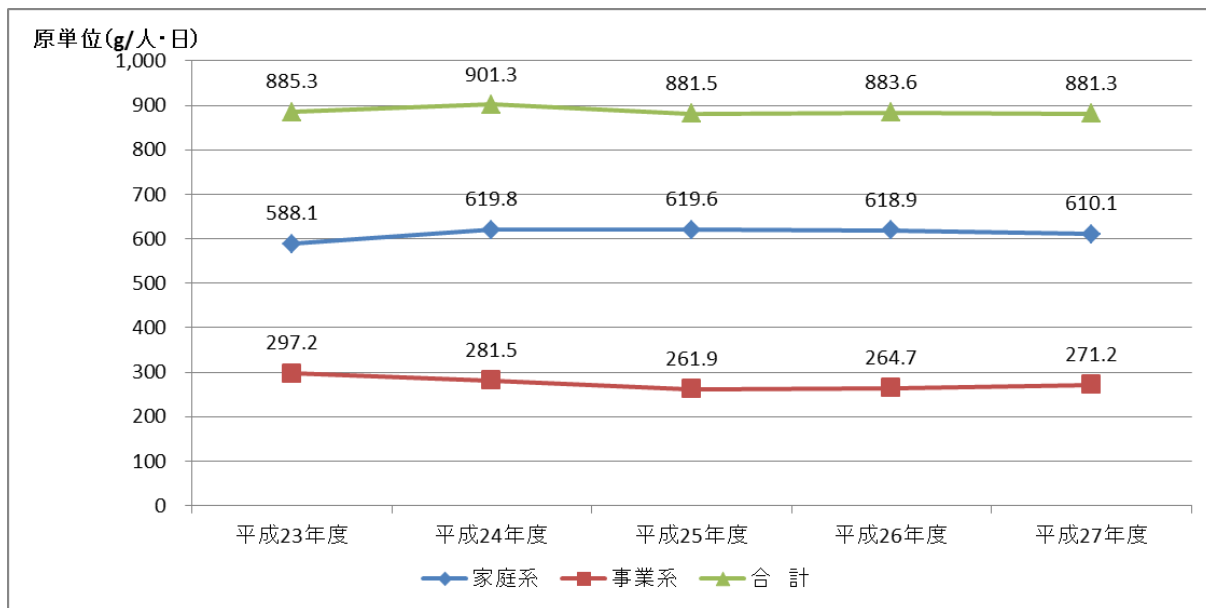


図 2-3 一人一日当たり排出量 (原単位) の状況 (組合全体)

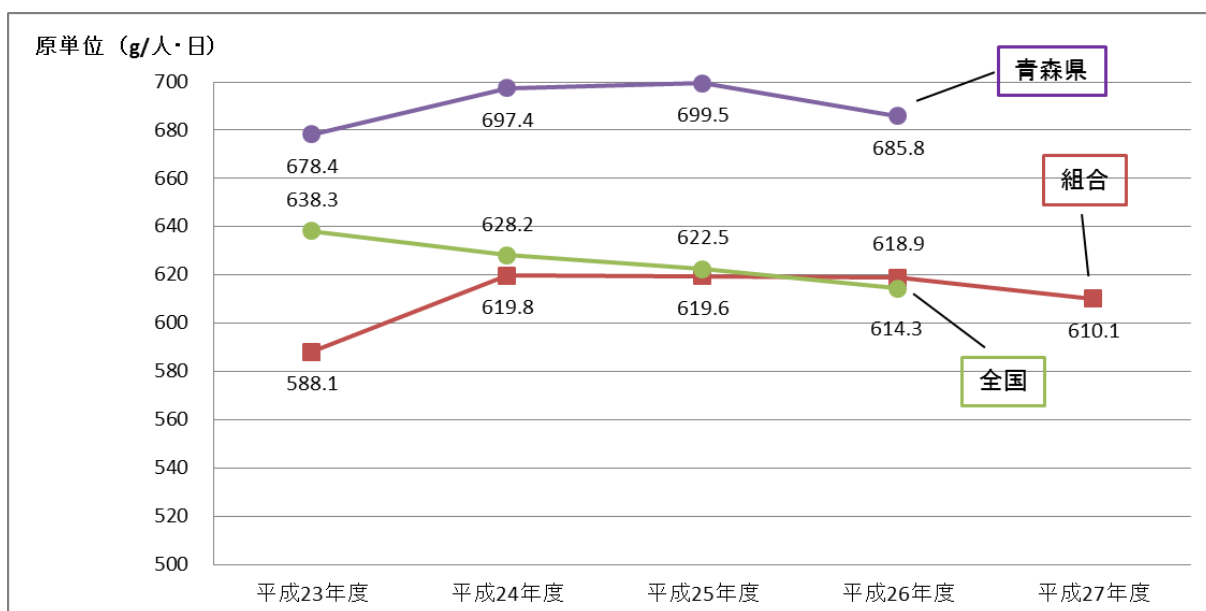


図 2-4 全国、青森県との比較  
(家庭系ごみの一人一日当たり排出量 (原単位) )

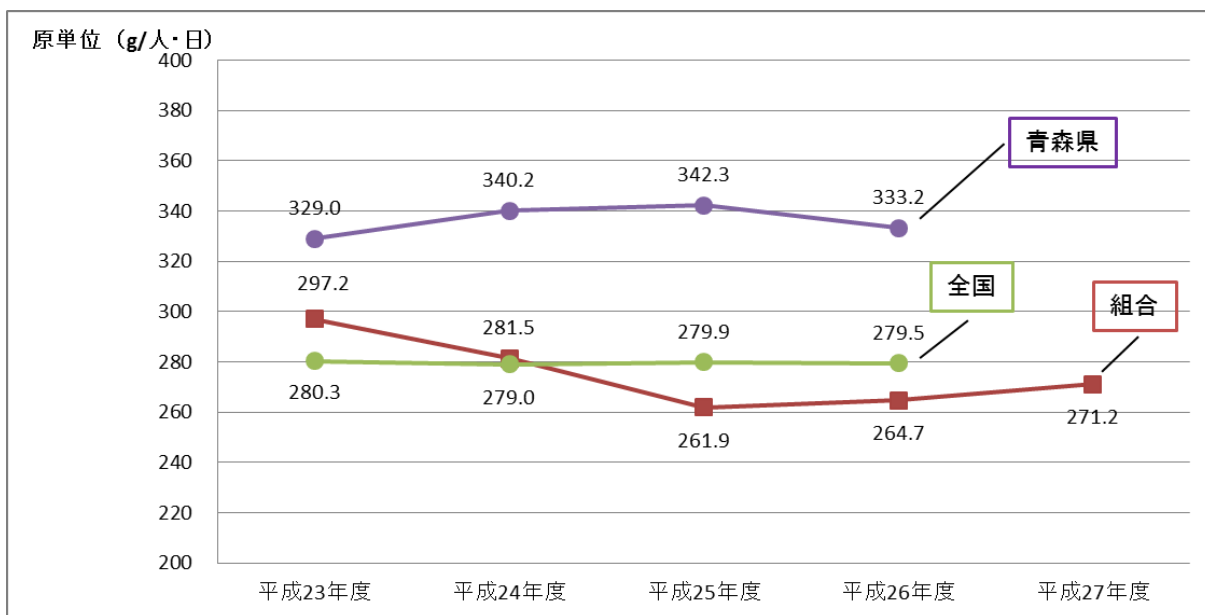


図 2-5 全国、青森県との比較  
(事業系ごみの一人一日当たり排出量 (原単位) )

## 4 資源化・減量化の現況

組合全体の資源ごみの排出状況や、現在組合及び構成市町村で取り組んでいるごみの資源化及び減量化について以下に示します。

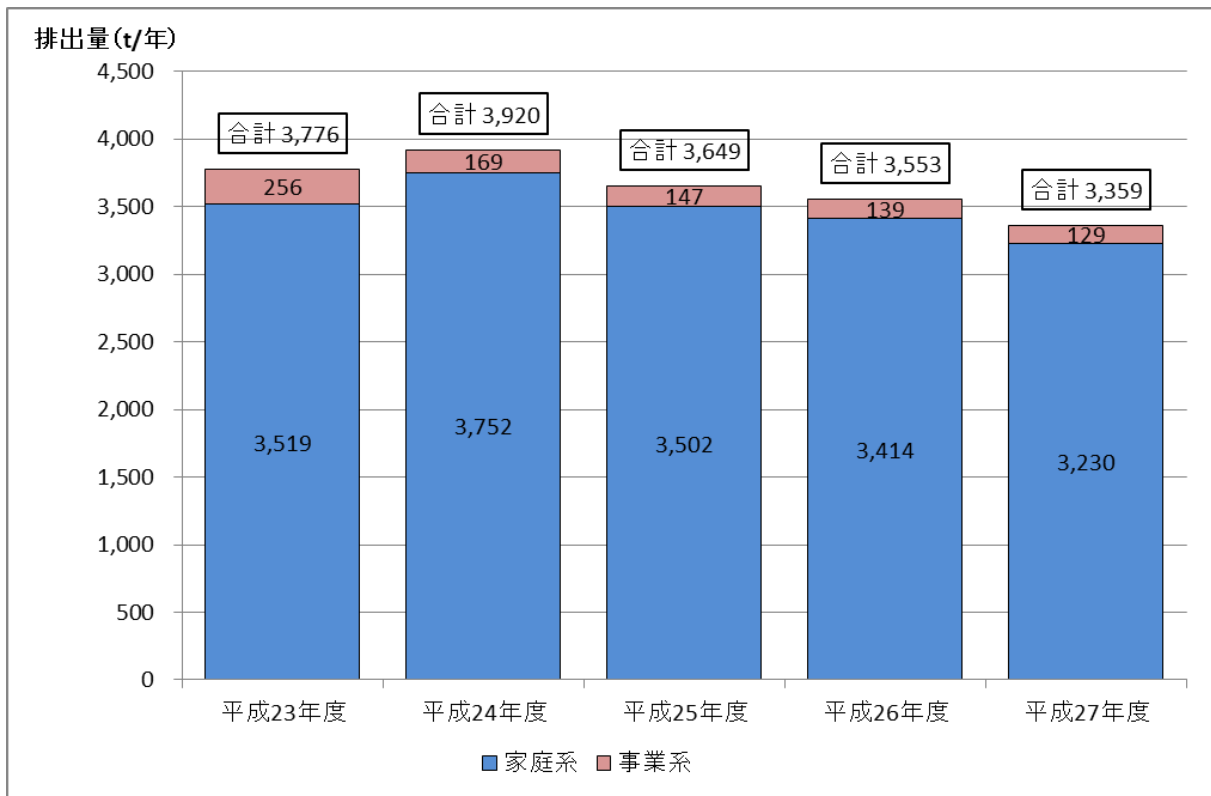
### 4-1 資源ごみ

組合の資源ごみの排出量実績を図2-6に示します。

全体的に減少傾向になっています。

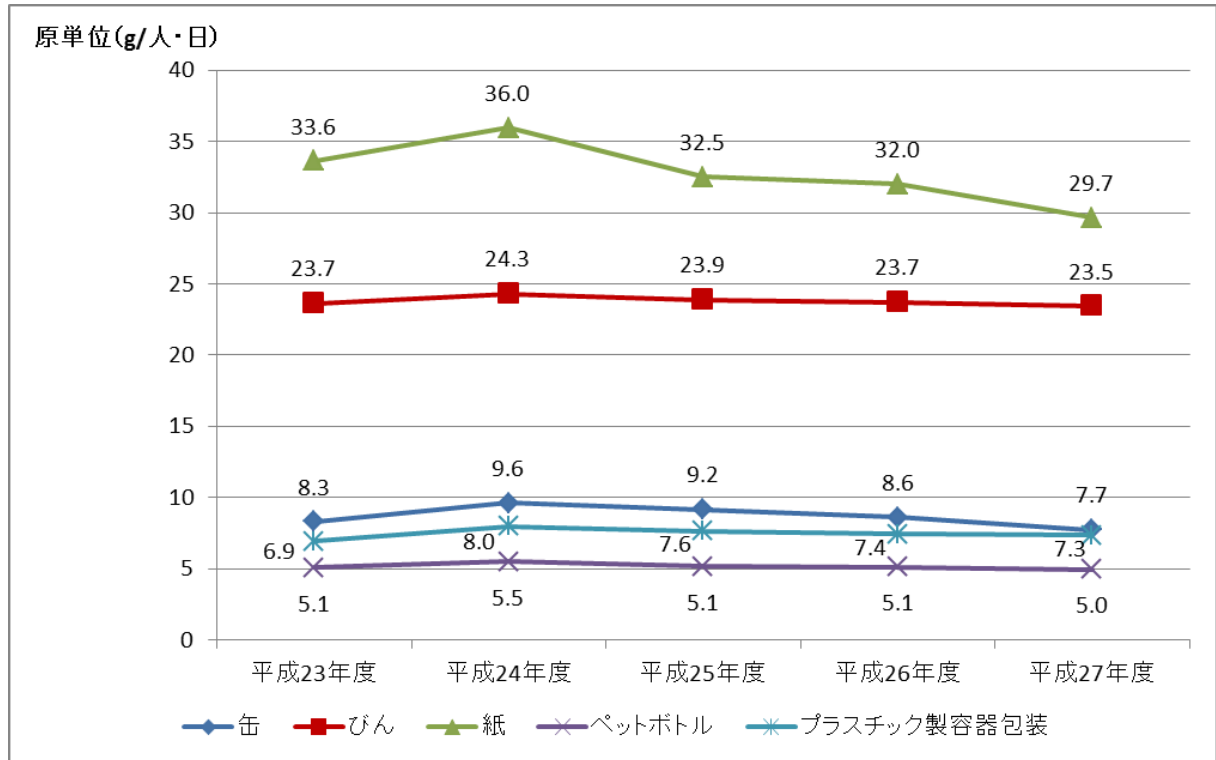
図2-7に家庭系資源ごみの品目別一人一日当たり排出量（原単位）の推移を示します。全体的に減少傾向になっており、特に紙類の減少が顕著になっています。

図2-8には、全国と青森県の推移を示します。家庭系資源ごみの一人一日当たり排出量（原単位）は、全国よりも少なく、青森県より若干多くなっています。



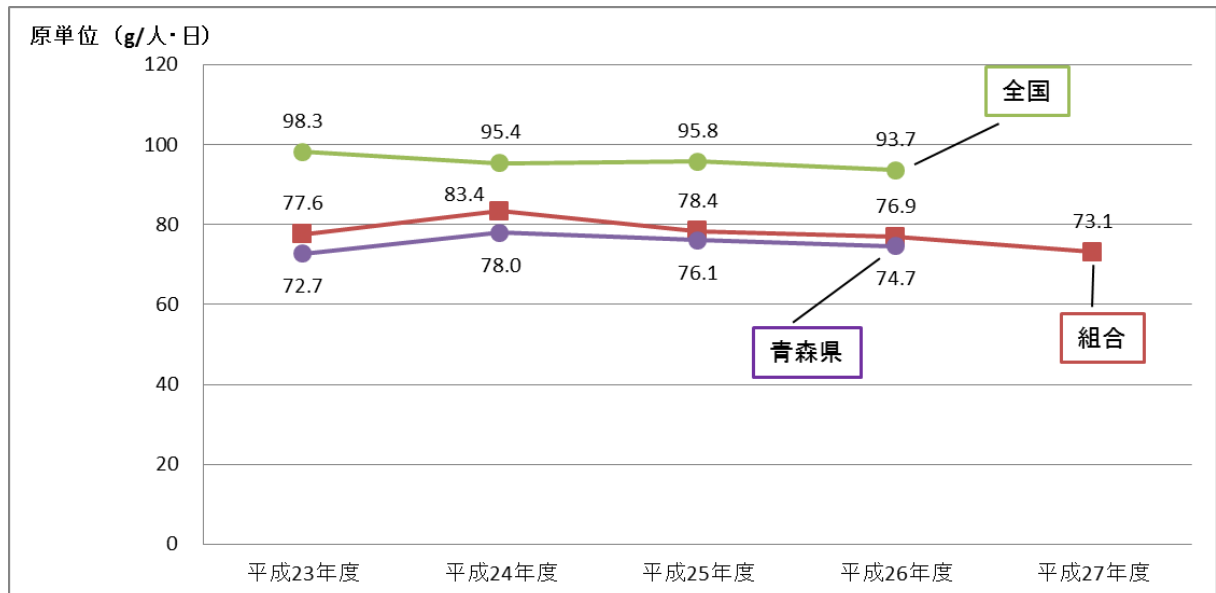
資料：組合資料

図 2-6 資源ごみの排出量の推移（組合全体）



資料：組合資料

図 2-7 家庭系資源ごみの品目別  
一人一日当たり排出量（原単位）の推移



資料：組合資料

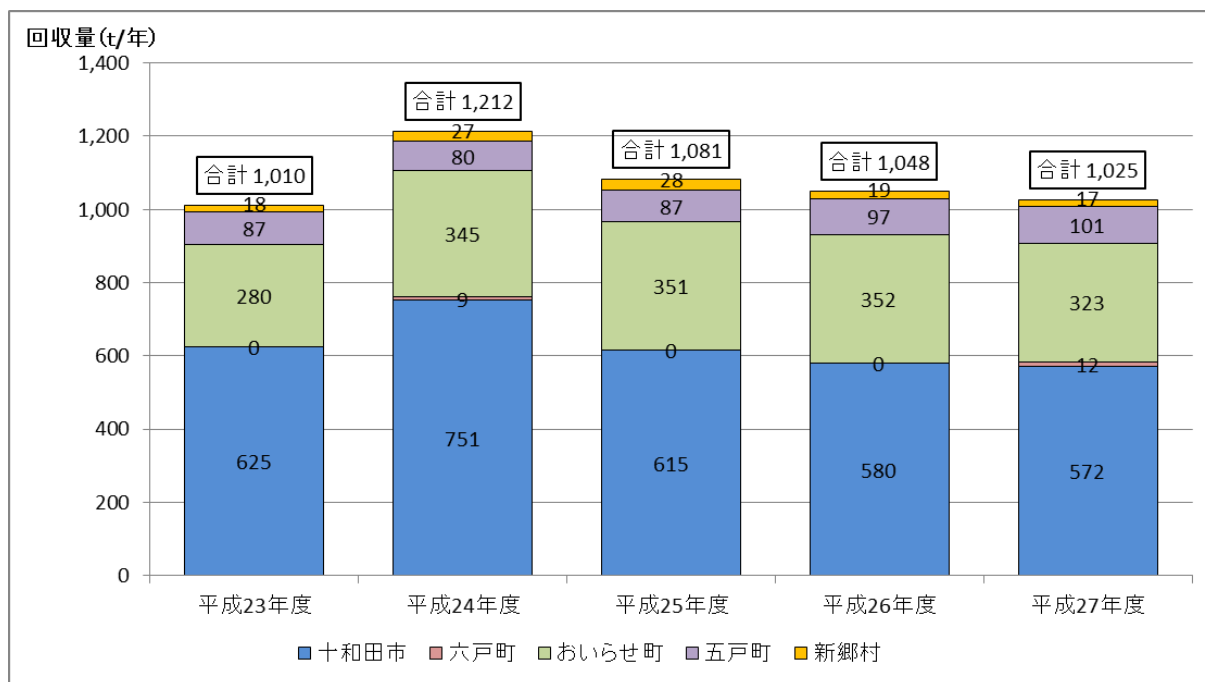
図 2-8 全国、青森県との比較  
(家庭系資源ごみの一人一日当たり排出量（原単位）)

### 4-2 集団回収等による資源の回収

各市町村で回収品目にばらつきがありますが、すべての市町村で集団回収を実施しており、組合全体では、紙類、金属類、びん類、ペットボトルの4品目となっています。

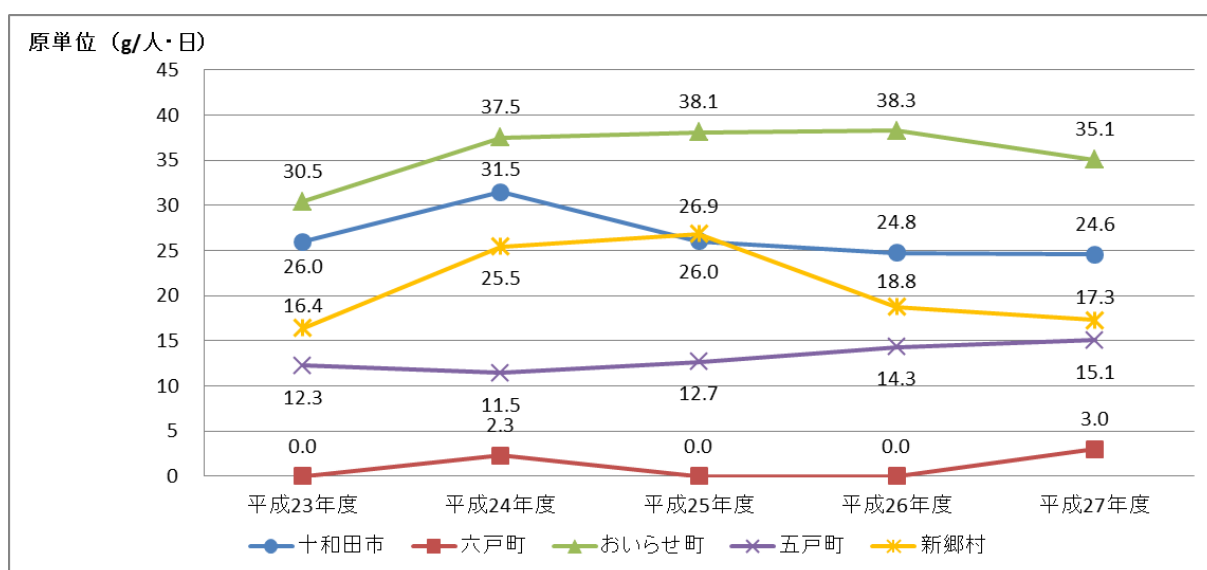
組合全体の集団回収の実績を図2-9に、市町村別の一人一日当たり集団回収量の実績を図2-10に示します。

回収量は平成24年をピークに減少傾向となっています。一人一日当たり集団回収量(原単位)で見ると、回収品目の多いおいらせ町の回収量が多くなっています。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果及び市町村資料

図 2-9 集団回収量実績



※一人一日当たり集団回収量(原単位)(g/人・日) = 集団回収量 / 行政区内人口 / 365日又は366日 × 1,000,000

資料：組合資料

図 2-10 一人一日当たり集団回収量(原単位)実績

## 4-3 リサイクル率

組合のリサイクル率の実績を図2-11に示します。

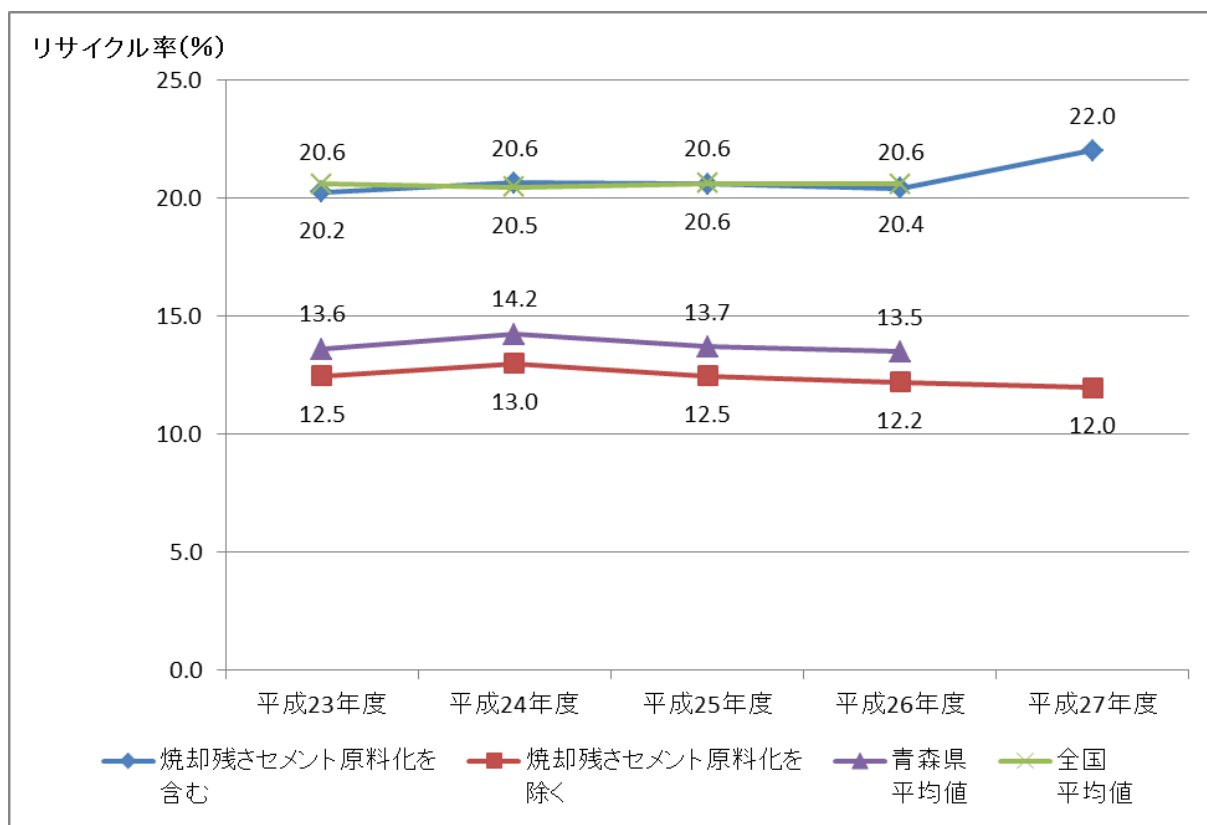
組合では、平成22年度に焼却灰のセメント原料化による資源化を試験導入し、平成23年度から焼却灰の全量を資源化しています。これに加え、平成27年度には飛灰のセメント原料化も試験導入し、平成28年度からは飛灰についても全量資源化を行う計画となっており、十和田ごみ焼却施設から発生する焼却残さの全量がリサイクルされる見通しとなっています。

セメント原料化を除いた場合のリサイクル率は12.2%（平成26年度実績）であり、青森県全体の13.5%（平成26年度実績環境省一般廃棄物処理実態調査結果）を下回っています。これに対し、セメント原料化を含んだリサイクル率は20.4%（平成26年度実績）となり、8.2%向上させることができ、全国の20.6%（平成26年度実績環境省一般廃棄物処理実態調査結果）と同等程度となっています。

このことから、リサイクル率の向上には、焼却残さのセメント原料化による効果が高いことが示されましたが、よりリサイクル率を向上させる為には、排出者による、資源ごみの分別の徹底が必要と考えられます。

なお、リサイクル率は、以下の式で表されますが、この式から分かるとおり、集団回収量を含めて算出します。

$$\text{リサイクル率(\%)} = (\text{資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量})$$



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果及び市町村資料

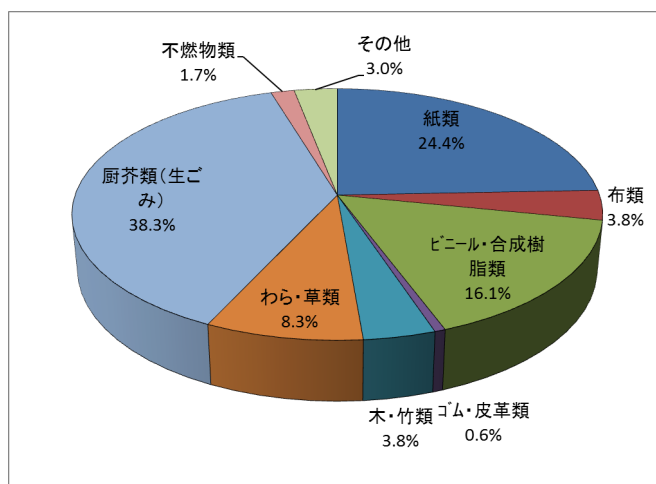
図 2-1 1 組合及び青森県、全国のリサイクル率の推移

## 5 ごみ質の現況

組合の燃えるごみの湿潤ベースでの種類組成と、燃えるごみの成分組成の調査結果を図2-12、図2-13に示します。

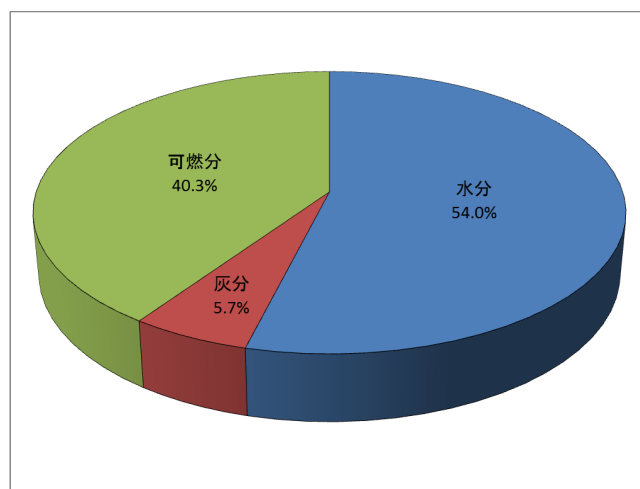
図2-12を見ると、厨芥類（生ごみ）が全体の38.3%、紙類が全体の24.4%となっており、この二つの項目で全体の6割以上を占める結果となっています。次いで、ビニール・合成樹脂類の割合が16.1%となっています。これらの中には、資源ごみとして排出できるプラスチック製容器包装等の混入が懸念されます。このことから、燃えるごみとして収集されるごみのうち、紙類、プラスチック製容器包装の分別を徹底することにより、燃えるごみの排出量を減らすことができると考えられます。

また、図2-13を見ると、燃えるごみの半分以上が水分となっています。水分は、収集・運搬時の負担の増加や焼却処理時の熱効率の低下を招くため、極力減少させることが望まれます。特に、厨芥類（生ごみ）は水分が多いことから、排出段階で厨芥類（生ごみ）の水分をよく切ることが燃えるごみ排出量の減少に有効だと考えられます。



資料：組合資料

図 2-12 燃えるごみの種類組成（単純平均値）



資料：組合資料

図 2-13 燃えるごみの成分組成（単純平均値）



## 6 ごみ処理費用の現況

過去5年分のごみ処理費用を表2-2に示します。

ごみ処理に係る費用は年々増加し、年間8.5億円程度となっています。平成26年度実績では、ごみ1t当たり22,000円/年、一人当たり7,000円/年に相当します。組合のごみ処理費用は、表2-3のとおり、青森県及び全国と比べ、低い水準となっています。

これは、収集運搬や施設の適切な運用に努めていることと同時に、平成15年度以降は施設の建設費がごみ処理費用に計上されていないことも大きな要因となっています。

表 2-2 ごみ処理費用

(単位：千円)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金 額	776,477	794,941	806,027	847,435	848,470

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果及び組合資料

表 2-3 ごみ処理の費用の比較

項目	ごみ処理費用(千円)	ごみ発生量(t)	単位あたり費用 (円/年)
		人口(人)	
組 合	847,435	39,239	1t あたり 22,000
		121,667	1人あたり 7,000
青森県	28,491,647	504,164	1t あたり 57,000
		1,355,577	1人あたり 21,000
全 国	2,225,854,910	41,813,564	1t あたり 53,000
		128,181,493	1人あたり 17,000

青森県、全国の値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成26年度実績）から引用

## 7 ごみ処理の現況評価及び課題

### 7-1 ごみ処理の現況評価

#### 7-1-1 ごみ処理に関するこれまでの取組状況の検証

平成19年に策定したごみ処理基本計画を基に、ごみ排出量削減、リサイクル率向上、適正処理に関する、主体ごとの取組とその効果について検証しました。

表2-4に主体ごとの取組状況の検証結果を示します。

表 2-4 これまでの取組状況の検証

基本方針	住民
ごみの発生抑制と減量化の推進	平成19年策定のごみ処理基本計画における目標排出量を下回っていることから、ごみの発生抑制と減量化の推進に対する取組は概ね達成できていると評価できるが、家庭系燃えるごみの一人一日当たり排出量（原単位）が増加傾向にあることから、いっそうのごみ減量化が求められる。
リサイクルの推進	資源ごみの排出量は年々減少傾向にある。家庭系燃えるごみの一人一日当たり排出量（原単位）の増加傾向、ごみ質調査結果から、紙類及びプラスチック製容器包装類の燃えるごみへの混入が懸念される。
適正処理の推進	各ステーションの管理で大きな問題は発生していないことから、概ね達成されていると判断されるが、分別の仕方が分かりにくいもの（廃プラスチック類とプラスチック製容器包装類の違いなど）の分別の徹底には課題がある。
総括	家庭系燃えるごみの一人一日当たり排出量（原単位）の増加と資源ごみの回収量の減少傾向が顕著であり、燃えるごみの排出量抑制と資源ごみの分別の徹底が今後の課題である。

基本方針	事業者
ごみの発生抑制と減量化の推進	事業系ごみの排出量は減少傾向にあったが、平成25年度を境に、近年ではやや増加傾向に転じている。事業者には、なおいっそうのごみの排出量の削減への努力が求められる。
リサイクルの推進	オフィス町内会の活用により紙類の減少が顕著である。資源ごみそのものの発生量が減少しているものと考えられ、リサイクルの推進に関しては、概ね進んでいると評価される。
適正処理の推進	近年では、不法投棄関連の大規模な問題は発生しておらず、概ね達成されているものと考えられる。
総括	今後もごみの排出抑制に努め、公共施設を使わないごみ処理システム、排出ルートを検討等が望まれる。

基本方針	市町村
ごみの発生抑制と減量化の推進	家庭系燃えるごみ及び粗大ごみが増加傾向にあり、排出量の削減に対する広報、啓発活動が十分であるとは言えない。
リサイクルの推進	すべての市町村で集団回収の取組、広報誌等でリサイクルに関する情報提供を行っており、リサイクル関連の情報発信に関しては評価される。
適正処理の推進	不法投棄対策に関しては、苦情等の発生が減少してきており、パトロール等も行っていることにより、概ね達成できている。 家庭ごみ処理の有料化に関しては、その意識に温度差が見られる。
総括	ごみの発生量抑制に対する積極的な情報発信と、リサイクル率の向上の検討等が望まれ、家庭ごみ処理の有料化の導入についても検討することが望まれる。

基本方針	組合
ごみの発生抑制と減量化の推進	平成19年に策定したごみ処理基本計画の目標排出量を下回ることができており、概ねこの取組は達成できたと評価できるが、燃えるごみの一人一日当たり排出量（原単位）は増加傾向にあることから、今後も適切な情報提供を継続することが必要である。
リサイクルの推進	一定のリサイクル率を維持できており、焼却残さのセメント原料化を実現し、リサイクル率の向上に貢献している。
適正処理の推進	ごみ処理に関する適切な情報提供、収集・運搬、施設の適切な管理運営、焼却残さのリサイクル、事業系ごみの処理手数料の改定等、ごみ処理の適正化への取組を進めている。 家庭ごみ処理の有料化の導入時期、導入方法等の検討は今後の課題である。
総括	焼却処理施設の老朽化、最終処分場の運用期間の延伸に伴う適切な維持管理が課題である。 ごみの減量化、資源化の向上や、負担の公平化、適切なごみ処理の継続等を目的として、家庭ごみ処理の有料化の検討も課題である。

7-1-2 「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」による評価

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月（平成25年4月改訂）環境省大臣官房廃棄物 リサイクル対策部 廃棄物対策課（以下、「処理システムの指針」という）に基づき、組合の一般廃棄物処理システムの評価を行います。

標準指標での評価結果を表2-5及び図2-14に示します。

組合においては、経済性及び最終処分に関する項目は優れていますが、廃棄物の発生は平均値、セメント原料化を除く廃棄物の再生利用においては平均を下回る結果となりました。

表2-6の個別の排出量の偏差値指数を見ると、集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり家庭系排出量が平均を下回っています。特に燃えるごみ（可燃ごみ）と粗大ごみの指数が小さくなっており、これらの排出量が多くなっていることが原因といえます。このことから、家庭系ごみのうち、特に燃えるごみの排出量の削減が課題です。

表 2-5 組合の一般廃棄物処理システム標準指標による評価結果

標準的な指標	① 人口一人一日 当たりごみ総排 出量 (kg/人・日)	② 廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	③ 廃棄物のうち最 終処分される割 合 (t/t)	④ 人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	⑤ 最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.9670	0.1710	0.0990	10,181	30,138
最大	1.1960	0.3890	0.2110	16,575	43,375
最小	0.6900	0.0900	0.0070	6,015	14,967
標準偏差	0.1210	0.0640	0.0470	2,441	6,583
組合実績	0.9072	0.1221	0.0483	6,965	20,216
偏差値	54.9	42.4	60.8	63.2	65.1

※表の見方：偏差値は、平均が50であり、50を超えると良好な状態といえる。

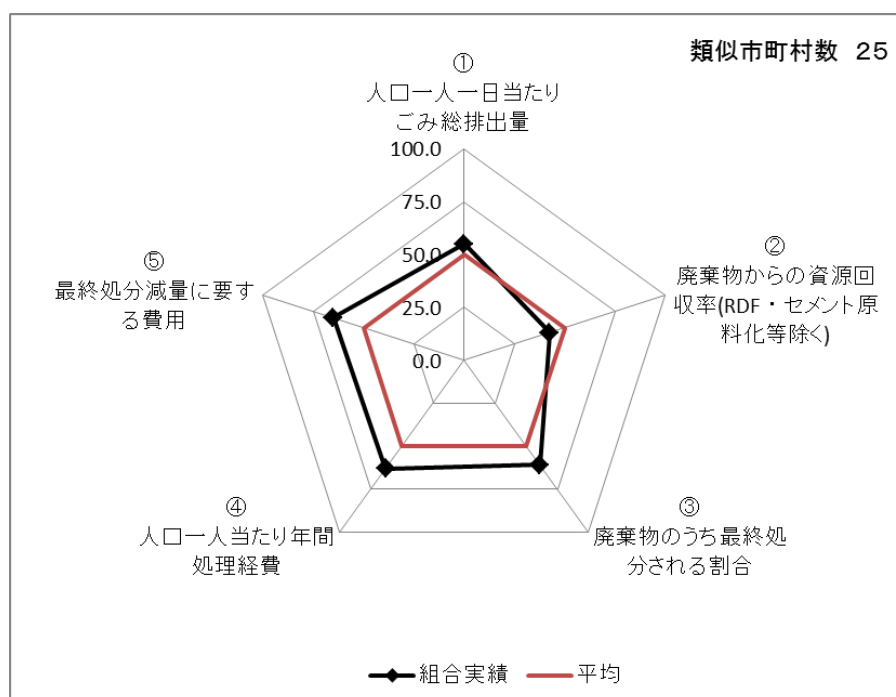


図 2-1 4 組合の一般廃棄物処理システム標準指標による評価結果

表 2-6 組合の一般廃棄物処理システム補足指標による評価結果

補足指標	排出形態別単位排出量			一人一日当たり家庭系ごみ種別排出量				
	一人一日当 たり家庭系 排出量	一人一日当 たり事業系 排出量	集団回収・ 資源ごみを 除く一人一 日当たり家 庭系排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大
	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)	(kg/人・日)
平均	0.688	0.279	0.552	0.502	0.037	0.096	0.002	0.012
最大	0.864	0.489	0.741	0.671	0.157	0.234	0.032	0.052
最小	0.533	0.145	0.382	0.330	0.000	0.008	0.000	0.000
標準偏差	0.093	0.091	0.089	0.086	0.030	0.052	0.006	0.014
組合実績	0.643	0.265	0.619	0.504	0.022	0.077	0.000	0.016
指数	106.6	105.1	87.9	99.6	141.4	119.9	200.0	64.2
偏差値指数	54.9	51.6	42.5	49.8	55.1	53.7	53.3	46.9

※表の見方：偏差値指数は、平均が50であり、50を超えると良好な状態といえる。

## 7-2 収集・運搬の現況評価及び課題

現在、収集・運搬は、家庭系は委託業者、事業系は主に許可業者により実施していますが、特に問題はないと判断されます。ただし、さらなる分別排出の徹底によりリサイクル率を向上させるため、収集品目、収集頻度の検討を行います。

また、組合では現在分別収集をしていない水銀含有廃棄物について、収集体制及び処理（委託含む）の検討を行います。

## 7-3 中間処理の現況評価及び課題

燃えるごみは十和田ごみ焼却施設で焼却処理、燃えないごみ、粗大ごみ及び自己搬入の缶類は十和田粗大ごみ処理施設で破碎選別、びん類はストックヤードで選別処理しています。資源ごみは、直接資源化または民間の委託施設にて資源化処理を行っています。これら処理内容に関して、現在は特に問題はないと判断されます。

使用済小型電子機器等については、現在粗大ごみ処理施設で処理前の状態で回収を行っていますが、より効率の良い使用済小型電子機器等のリサイクルシステムの構築について検討します。

## 7-4 最終処分の現況評価及び課題

現在、十和田最終処分場と五戸第2最終処分場の2箇所で埋立処分を行っています。

組合では、焼却残さの全量がセメント原料として資源化処理されるため、埋立量は格段に少なくなっており、新規処分場は当面必要ないと考えられます。

### 7-5 資源化・減量化の現況評価及び課題

---

リサイクル率は、組合が行っている焼却残さのセメント原料化を含むと全国と同等の24%程度になりますが、これを含めない場合、リサイクル率は12%程度と青森県の平均値よりも低い水準になります。

構成市町村の住民に対する分別排出の指導と分別排出の徹底とともに、集団回収量の向上が課題とされます。

### 7-6 中間処理施設の現況評価及び課題

---

十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設とも、現在は、特に不具合は出ていませんが、今後これまで以上に施設の整備が必要になる事が予想される事から、施設の適切な維持管理を継続しながら、長寿命化計画等の検討を行います。

### 7-7 最終処分場の現況評価及び課題

---

十和田最終処分場、五戸第2最終処分場とも、稼働期間が長くなっています。また、焼却残さの資源化により埋立量が大幅に減少している状況から、今後、運用期間が長期に及ぶ見通しとなっています。このため、長期間の運用を考慮した適切な維持管理を継続します。

## 第3章 ごみ処理の将来予測と目標値の設定

### 1 ごみ処理の将来予測

第2章3ごみの排出状況で整理したごみの発生量をもとに、計画目標年次（平成38年）のごみの発生量の予測を行います。ごみの発生量及び処理量は図3-1のフローにしたがって算定します。

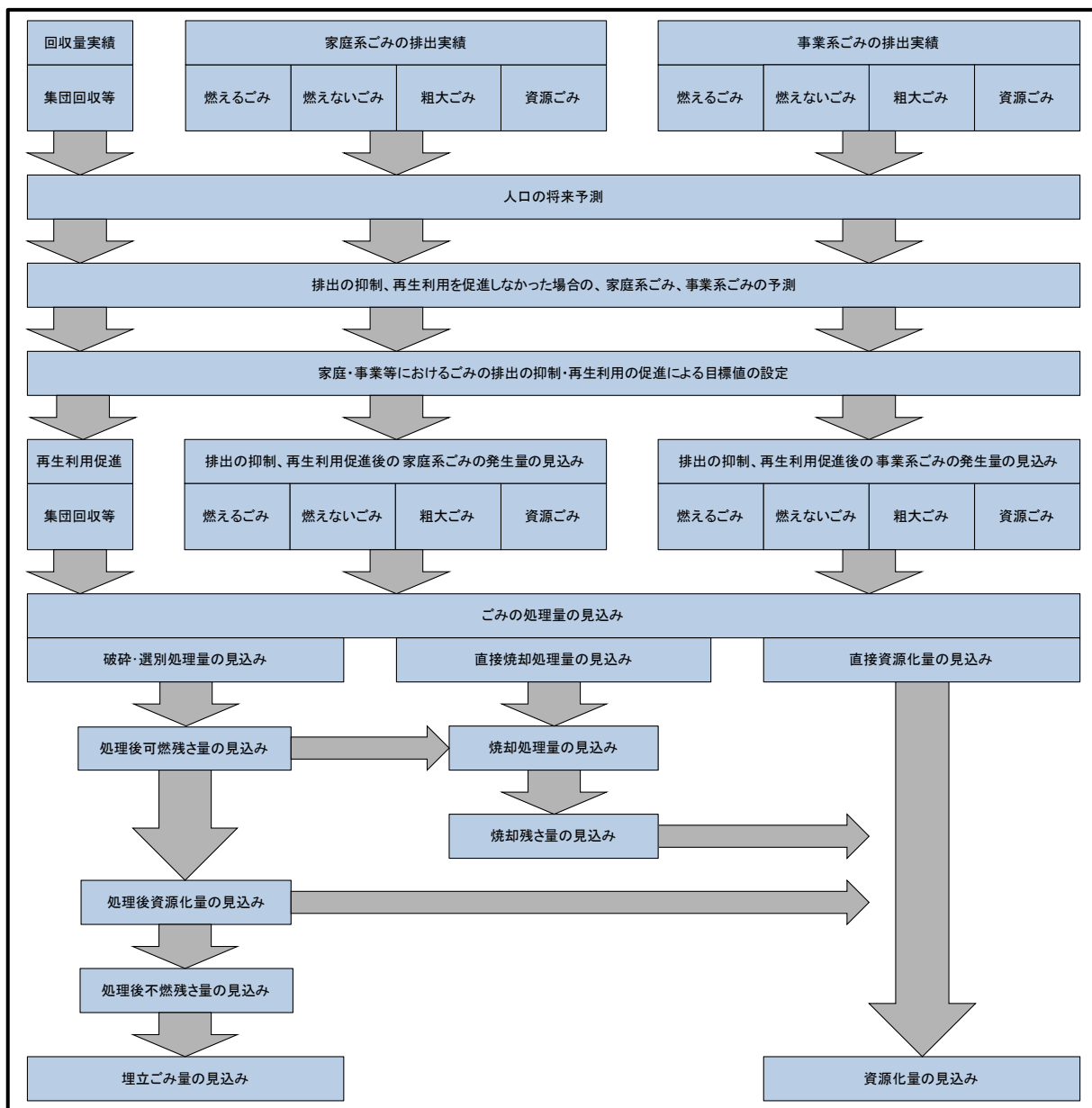
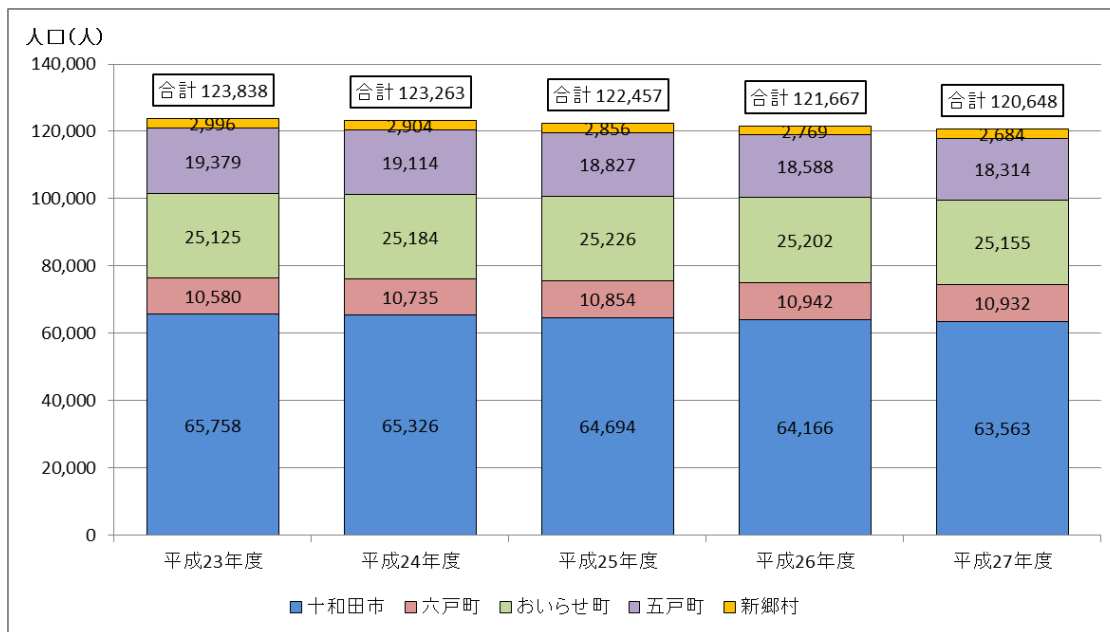


図3-1 ごみ発生量・処理量の算定フロー

## 2 組合の人口

### 2-1 行政区域内人口の実績

平成23年度から平成27年度までの各行政区域内人口の推移を図3-2に示します。  
組合全体では、やや減少傾向になっています。



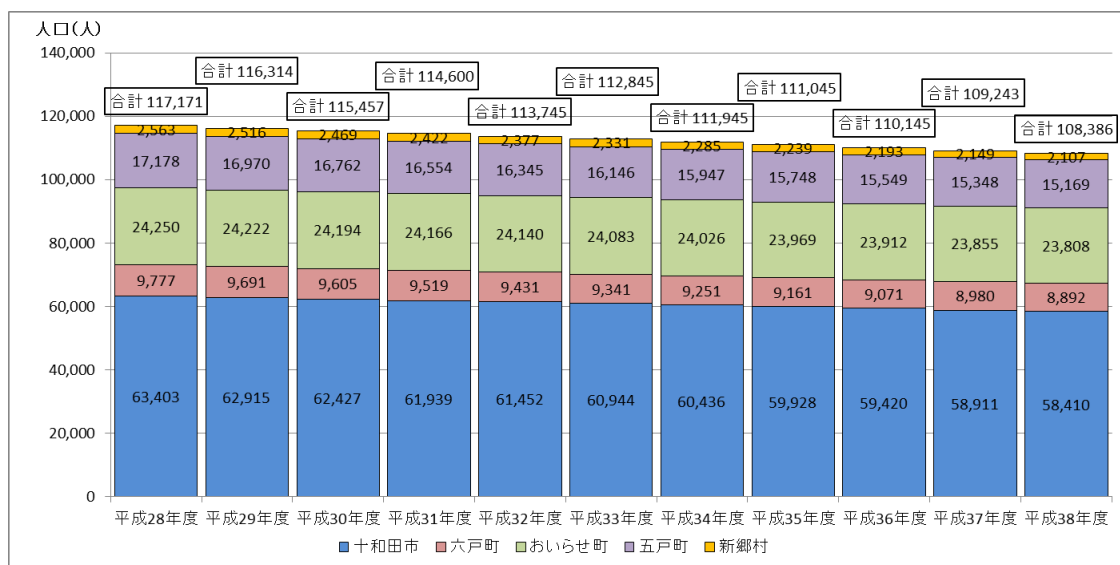
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図3-2 行政区域内人口の推移

### 2-2 将来予測人口

行政区域内人口の将来予測を図3-3に示します。

将来予測人口は、市町村ごとに定めた、まち・ひと・しごと創生法に基づく、「人口ビジョン」の値を採用します。全ての市町村で減少する見通しとなっています。



※人口ビジョンは5年ごとの数値のため、その間の数値は直線補間している。

資料：各市町村人口ビジョン

図3-3 行政区域内人口の将来予測



## 3 ごみの一人一日当たり排出量（原単位）の推計

図3-1に基づき、特に施策を講じず、現状のまま推移した場合のごみの品目別に推計した一人一日当たり排出量（原単位）を表3-1に示します。

家庭系の燃えるごみは増加傾向になり、資源ごみは減少傾向になっています。

リサイクル率はほぼ横ばいの傾向になります。

表3-1 現状のまま推移した場合のごみ処理の見通し

	単位	実績値		推計値									
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
				起算年度				中間見直し年度					目標年度
① 家庭系ごみ一人一日当たり排出量	g/人・日	610.1	621.0	625.7	630.6	635.8	641.2	646.8	652.6	658.6	664.9	671.4	678.0
①-1 燃えるごみ	g/人・日	499.7	510.3	515.6	521.0	526.4	531.9	537.5	543.1	548.7	554.4	560.2	566.0
①-2 燃えないごみ	g/人・日	20.4	19.7	19.2	18.8	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.6	16.4	16.2
①-3 粗大ごみ	g/人・日	16.9	19.3	20.8	22.4	24.0	25.7	27.4	29.3	31.2	33.2	35.3	37.4
①-4 資源ごみ	g/人・日	73.1	71.6	70.0	68.5	67.0	65.7	64.3	63.0	61.8	60.7	59.5	58.4
①-4-1 缶類	g/人・日	7.7	7.7	7.6	7.3	7.2	7.0	6.8	6.7	6.5	6.4	6.3	6.1
①-4-2 びん類	g/人・日	23.5	23.0	22.7	22.4	22.1	21.8	21.5	21.2	20.9	20.7	20.4	20.1
①-4-3 紙類	g/人・日	29.7	29.3	28.6	28.0	27.3	26.7	26.2	25.6	25.0	24.5	24.1	23.6
①-4-4 ペットボトル	g/人・日	5.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8
①-4-5 プラスチック製容器包装類	g/人・日	7.3	6.6	6.2	5.9	5.6	5.2	4.9	4.7	4.4	4.2	3.9	3.8
② 事業系ごみ一人一日当たり排出量	g/人・日	271.2	253.3	244.8	236.6	228.8	221.2	213.7	206.6	199.7	193.0	186.6	180.3
②-1 燃えるごみ	g/人・日	265.3	247.7	239.4	231.3	223.4	215.9	208.5	201.4	194.4	187.7	181.3	175.1
②-2 燃えないごみ	g/人・日	0.9	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
②-3 粗大ごみ	g/人・日	2.1	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
②-4 資源ごみ	g/人・日	2.9	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
③ 集団回収一人一日当たり回収量	g/人・日	23.2	25.0	25.4	25.8	26.3	26.8	27.4	28.0	28.6	29.3	30.0	30.8
A 資源化率													
A-1 資源化率	%	22.0	24.3	24.1	24.1	24.0	24.1	24.1	24.0	24.1	24.0	24.1	24.1
A-2 (焼却残さを除く)資源化率	%	12.0	12.5	12.3	12.3	12.2	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.4	12.4
年間総排出量(集団回収含む)	g/人・日	904.5	899.3	895.9	893.0	890.9	889.2	887.9	887.2	886.9	887.2	888.0	889.1
家庭系ごみ年間総排出量(集団回収含む)	g/人・日	633.3	646.0	651.1	656.4	662.1	668.0	674.2	680.6	687.2	694.2	701.4	708.8
事業系ごみ年間総排出量	g/人・日	271.2	253.3	244.8	236.6	228.8	221.2	213.7	206.6	199.7	193.0	186.6	180.3

※資源化率（リサイクル率）には、集団回収を含む

## 4 ごみ処理の目標値の設定

現在、国により、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国基本方針」という）が示されており、それに基づいた減量化等の実施が求められています。

また、青森県では「第3次青森県循環型社会形成推進計画」（以下、「県推進計画」という）を平成27年度に策定しています。

国基本方針・県推進計画に示された目標値と、表3-1に示した、現状のまま推移した場合の組合の推計値を比較すると、以下のとおりです。ここでの家庭系ごみの一人一日当たり排出量(原単位)には、集団回収を含みます。

### ○国基本方針

- ・再生利用率：平成32年度27%
- ・家庭系ごみ：平成32年度目標値一人一日当たり500g

### ○県推進計画

- ・再生利用率：平成32年度25%（平成25年度実績13.7%）
- ・家庭系ごみ：平成32年度目標値一人一日当たり680g

### ○組合の推計値

- ・再生利用率：平成32年度24.1%（焼却残さリサイクルを除く12.3%）
- ・家庭系ごみ：平成32年度推計値一人一日当たり668.0g

（家庭系ごみ641.2g＋集団回収26.8g）

このことから分かりますとおり、組合推計値は、県推進計画に対して、家庭系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）は下回っているものの、リサイクル率（再生利用率）が目標に達していません。国基本計画に対しては、両方とも目標に達していません。

これは、第2章ごみ処理の現況と評価でも示したとおり、以下の点が大きく影響しているものと考えられます。

- ①家庭系燃えるごみの一人当たり排出量が増加傾向にあること
- ②家庭系燃えるごみには、資源ごみのうち、紙類、プラスチック製容器包装が燃えるごみに混入している可能性が高いこと
- ③近年の集団回収量が、やや減少傾向であること

今後、家庭系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）の削減とリサイクル率の向上を目指す中で、これらを改善することが必要と考えられます。

数値目標の設定に当たっては、既に排出量の削減が進んでいたり、資源ごみの排出量が多かったりと、市町村ごとに状況が変わることから、現状の一人一日当たり排出量（原単位）や地域の状況を考慮して、それぞれ目標値を定めることにしました。

集団回収については、市町村ごとに収集品目や取組状況に違いが見られますが、リサイクル率の向上に特に有効であることから、最も多くの回収実績のあるおいらせ町の実績を参考に、目標年度において各市町村とも一人一日当たり35gの回収量を目指します。参考として、平成

26年度実績では、青森県が26.7g、全国では53.5gとなっています。

設定した内容は表3-2のとおりです。これ以外の項目は、推計式による推計値をそのまま採用します。

この数値目標は、今後策定する構成市町村のごみ処理基本計画の目標値となります。

表 3-2 数値目標の設定内容

項目		設定内容	対象市町村
家庭系燃えるごみ	一人一日当たり 排出量(原単位)	現状原単位が大きく、排出量削減 の余地が大きいと判断される H27実績に対し 10%削減	十和田市
			おいらせ町
			五戸町
		上記3市町ほどではないが、排出 量削減の余地があると判断される H27実績に対し 5%削減	六戸町
		原単位が小さく、排出削減が進ん でいると判断される H27実績を維持	新郷村
家庭系資源ごみ 紙類	一人一日当たり 排出量(原単位)	H27実績を維持	全市町村
家庭系資源ごみ プラスチック製容器包装		10g/人・日	全市町村
家庭系資源ごみ 缶類		H27実績を維持	全市町村
集団回収		35g/人・日	全市町村

図3-1のごみ発生量・処理量の算定フローに従い算定した、資源化・減量化等の目標達成時のごみ処理の見通しを、表3-3に示します。

表 3-3 ごみ処理の見通し（施策実施後）

	単位	実績値		推計値									
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
				起算 年度				中間 見直し 年度					
① 家庭系ごみ一人一日当たり排出量	g/人・日	610.1	612.5	608.7	605.0	601.4	597.9	594.5	591.3	588.1	585.0	582.1	579.2
①-1 燃えるごみ	g/人・日	499.7	500.6	495.9	491.2	486.5	481.8	477.0	472.3	467.6	462.9	458.2	453.4
①-2 燃えないごみ	g/人・日	20.4	19.7	19.2	18.8	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.6	16.4	16.2
①-3 粗大ごみ	g/人・日	16.9	19.3	20.8	22.4	24.0	25.7	27.4	29.3	31.2	33.2	35.3	37.4
①-4 資源ごみ	g/人・日	73.1	72.8	72.8	72.7	72.6	72.5	72.5	72.4	72.4	72.3	72.3	72.3
①-4-1 缶類	g/人・日	7.7	7.8	7.7	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
①-4-2 びん類	g/人・日	23.5	23.0	22.7	22.4	22.1	21.8	21.5	21.2	20.9	20.7	20.4	20.1
①-4-3 紙類	g/人・日	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.6	29.6
①-4-4 ペットボトル	g/人・日	5.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8
①-4-5 プラスチック製容器包装類	g/人・日	7.3	7.4	7.6	7.9	8.2	8.4	8.7	8.9	9.2	9.5	9.7	10.0
② 事業系ごみ一人一日当たり排出量	g/人・日	271.2	253.3	244.8	236.6	228.8	221.2	213.7	206.6	199.6	193.0	186.6	180.3
②-1 燃えるごみ	g/人・日	265.3	247.7	239.4	231.3	223.4	215.9	208.5	201.4	194.4	187.8	181.3	175.1
②-2 燃えないごみ	g/人・日	0.9	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
②-3 粗大ごみ	g/人・日	2.1	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
②-4 資源ごみ	g/人・日	2.9	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
③ 集団回収一人一日当たり回収量	g/人・日	23.2	23.4	24.6	25.8	26.9	28.1	29.3	30.4	31.6	32.7	33.9	35.0
A 資源化率													
A-1 資源化率	%	22.0	24.4	24.5	24.8	25.1	25.4	25.7	26.0	26.3	26.6	26.9	27.3
A-2 (焼却残さを除く)資源化率	%	12.0	12.6	12.8	13.1	13.4	13.8	14.2	14.5	14.9	15.3	15.7	16.0
年間総排出量(集団回収含む)	g/人・日	904.5	889.2	878.1	867.3	857.1	847.2	837.4	828.3	819.2	810.7	802.5	794.5
家庭系ごみ年間総排出量(集団回収含む)	g/人・日	633.3	635.9	633.3	630.7	628.3	626.0	623.7	621.7	619.6	617.7	615.9	614.2
事業系ごみ年間総排出量	g/人・日	271.2	253.3	244.8	236.6	228.8	221.2	213.7	206.6	199.6	193.0	186.6	180.3

※資源化率（リサイクル率）には、集団回収を含む

図3-4～図3-6には、家庭系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）、事業系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）、リサイクル率について、組合の施策実施後の見通しと、国基本方針及び県推進計画の目標値を示します。

施策実施後では、目標年度の違いはありますが、家庭系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）が国基本方針を満足できない以外は、概ね目標値を満足できる見込みとなります。

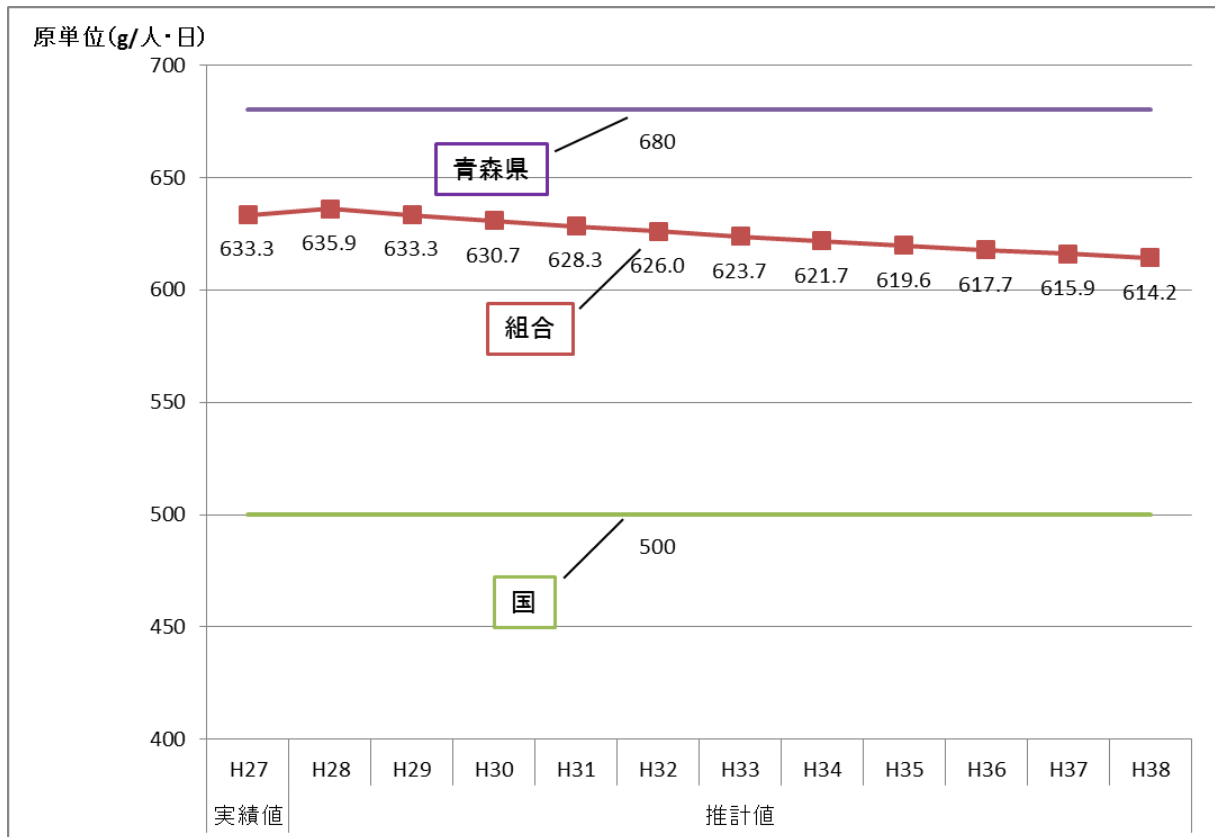


図 3-4 家庭系ごみの一人一日当たり排出量（原単位）の比較

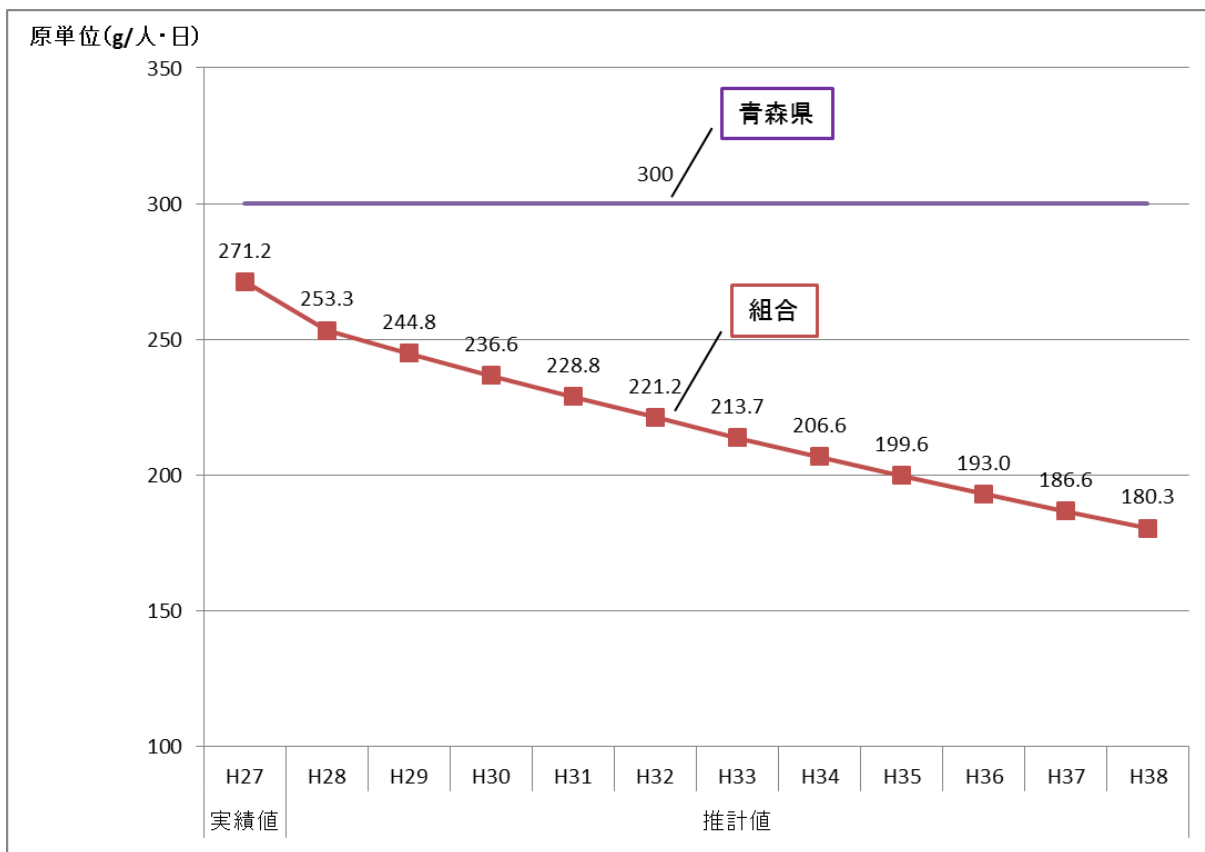


図 3-5 事業系ごみの一人一日当たり排出量 (原単位) の比較

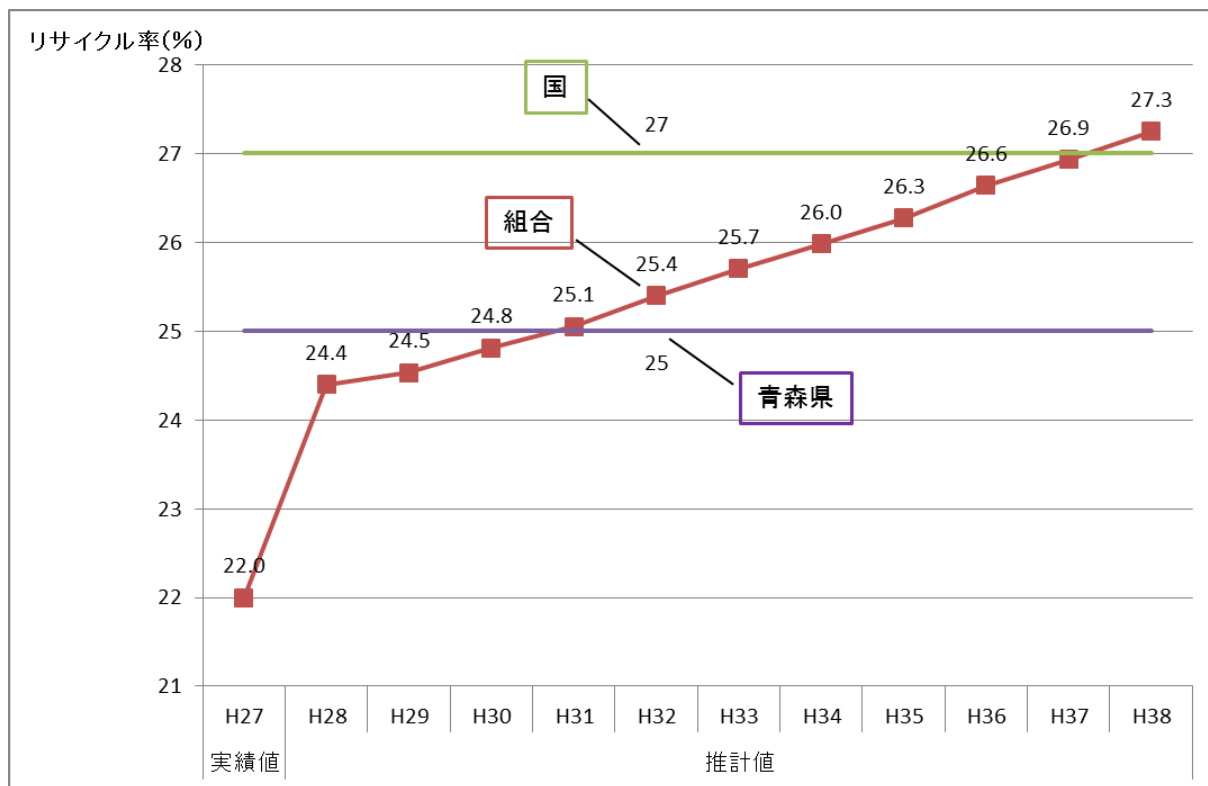


図 3-6 リサイクル率の比較

## 5 ごみ処理の目標値の評価

組合の目標値と、国基本方針・県推進計画に示された目標値との比較を表3-4に示します。目標年度、基準年度が異なることから、単純比較はできませんが、本計画の目標年度では、国基本方針・県推進計画に示された目標は概ね達成できると評価できます。ただし、リサイクル率については、焼却残さのセメント原料化を含むことによって目標の達成となります。

図3-7に目標達成時目標年度（平成38年度）のごみ処理フローを示します。

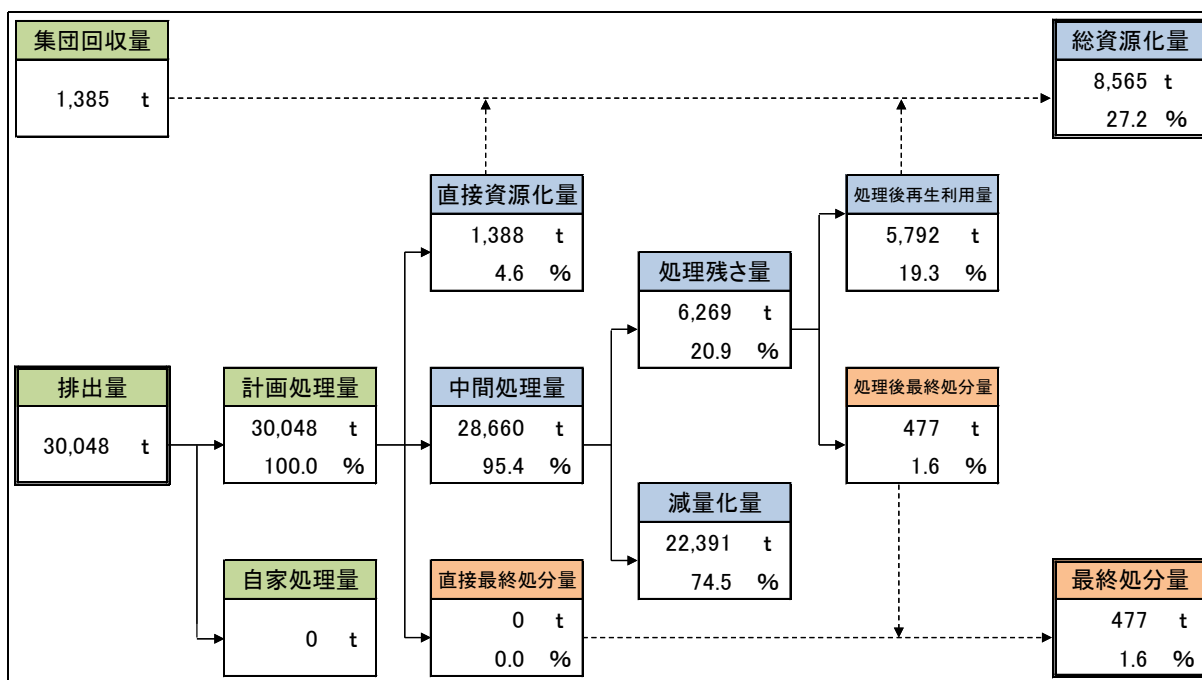
表 3-4 ごみの排出抑制及び資源化に関する目標値と国及び青森県との比較

	組合現況 平成27年度	国	青森県	組合目標		
		目標年度 平成32年度	目標年度 平成32年度	中間見直し年度 平成33年度	目標年度 平成38年度	
リサイクル率	22.0%	27%	25%	<b>26%</b>	<b>27%</b>	
一人一日当たり 排出量	合計	904.5g	—	980g	<b>838g</b>	<b>795g</b>
	家庭系ごみ	610.1g	500g	680g	<b>595g</b>	<b>580g</b>
	事業系ごみ	271.2g	—	300g	<b>214g</b>	<b>180g</b>
	集団回収	23.2g	(家庭系ごみに含む)	(家庭系ごみに含む)	<b>29g</b>	<b>35g</b>

※リサイクル率(%) = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ排出量 + 集団回収量)

※一人一日当たり排出量(原単位)(g/人・日)

= ごみ排出量又は集団回収量 / 行政区画内人口 / 365日又は366日 × 1,000,000



注1 各割合は排出量に対する重量比を表す。

注2 総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する重量比を表す。

図 3-7 目標達成時のごみ処理フロー（平成38年度）

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

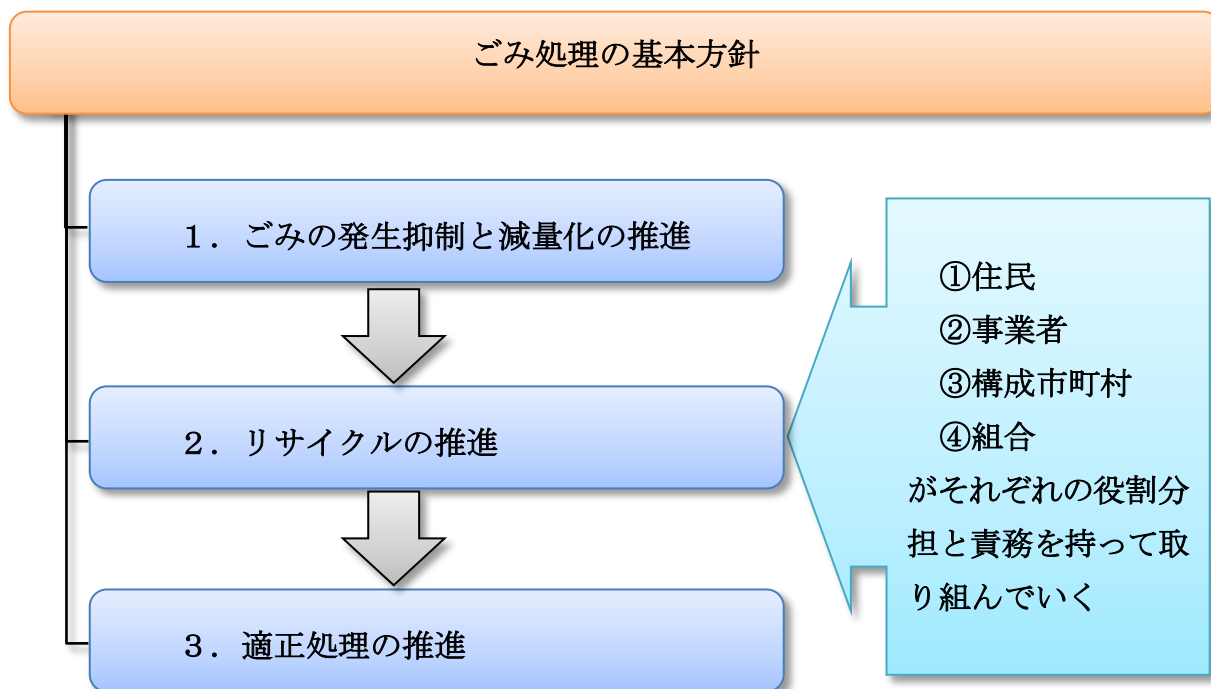
本計画の基本方針は以下のとおりと定めます。

優先順位①「ごみの発生抑制と減量化の推進」

優先順位②「リサイクルの推進」

優先順位③「適正処理の推進」

また、住民、事業者、構成市町村、そして組合がそれぞれの役割分担と責務を持って具体的な行動を執り行うことにより、循環型社会の形成を目指します。





---

## 2 計画のフレーム

---

### 2-1 計画目標年次

---

平成38年を目標年次とする10か年計画です。

平成33年度を中間見直し年度として、本基本計画に対する中間点検を実施します。

### 2-2 計画区域

---

構成市町村の全行政区域です。

### 2-3 計画人口

---

計画目標年次の計画人口を108,386人と設定します。

---

## 3 収集・運搬計画

---

### 3-1 ごみの分別区分

---

ごみの分別区分は、現行の4種12分別の継続を基本として以下のように設定します。ただし、中間見直し年度を平成33年度と定め、後に示すごみの排出量、リサイクル率等の指標をもとに、数値目標の達成状況と、中間処理の状況や法改正等も考慮し、検討を行います。

- ① 燃えるごみ
- ② 燃えないごみ
- ③ 粗大ごみ
- ④ 資源ごみ
  - ④-1 缶
  - ④-2 びん
  - ④-3 新聞
  - ④-4 段ボール
  - ④-5 雑誌・チラシ
  - ④-6 紙パック
  - ④-7 紙製容器包装
  - ④-8 ペットボトル
  - ④-9 プラスチック製容器包装（発泡スチロールトレイ含む）

### 3-2 収集運搬体制

現行の収集運搬体制を継続して実施します。

なお、組合では現在分別収集をしていない水銀含有廃棄物について、収集体制及び処理（委託含む）の検討を行います。

### 3-3 収集頻度

収集頻度は、表4-1に示した現行体制の継続を基本とします。ただし、今以上に分別排出の徹底によりリサイクル率を向上させる必要があることから、ごみの分別区分と同様に中間見直し年度を平成33年度と定め、適正な収集について検討を行います。

表4-1 収集品目と収集頻度（現状）

種 別		収集回数	
燃えるごみ		週2回	
燃えないごみ		月1回	
粗大ごみ		市町村別	
資源 ごみ	缶類	月1回	
	びん類	月1回	
	紙類	新聞	月1回
		段ボール	月1回
		雑誌・チラシ	月1回
		紙パック	月1回
		紙製容器包装	月1回
	プラスチッ ク類	ペットボトル	月2回
プラスチック製容器包装		月2回	

### 3-4 収集品目、収集頻度の見直しの基本的な考え方

構成市町村では、今後、後に示す表4-6に基づき、「集団回収や拠点回収など、資源ごみの回収品目別に、効率的なリサイクルルートの確立を検討」することとなります。この結果、現在組合が収集している資源ごみのうち、缶類や紙類は集団回収や拠点回収に移行していき、組合による収集量は減少するものと考えられます。したがって、効率的な収集運搬を行う為に、収集頻度の見直しが必要と考えられます。

また、これと合わせ、資源ごみの分別排出を促し、リサイクル率を向上させるため、見かけ密度が小さく容量が嵩み、家庭内での一時保管場所の確保に負担がかかっているプラスチック製容器包装は、収集回数の多い燃えるごみ等に混入してしまっている恐れが大きいと考えられることから、収集頻度の検討を行います。

《参考》 具体的一例

中間見直し年度（平成33年度）において、資源ごみの缶類及び紙類（紙製容器包装を除く）について



集団回収・拠点回収への移行が確認された場合



プラスチック製容器包装の収集回数を月2回から週1回へ拡大

表4-2 収集品目と収集頻度（具体的一例）

種 別		収集回数	
資源 ごみ	缶類	—	
	びん類	月1回	
	紙類	新聞	—
		段ボール	—
		雑誌・チラシ	—
		紙パック	—
		紙製容器包装	月1回
	プラスチッ ク類	ペットボトル	月2回
プラスチック製容器包装		週1回	

3-5 ごみの排出容器

現行体制を基本とし、必要に応じて検討を行います。

## 4 中間処理計画

---

ごみの中間処理については、現行処理を継続します。

- ①燃えるごみ…全量焼却処理
- ②燃えないごみ…全量破碎・選別処理
- ③粗大ごみ…全量破碎・選別処理
- ④資源ごみ…全量リサイクル

なお、使用済小型電子機器等のリサイクルシステムの構築について検討します。

## 5 最終処分計画

---

焼却灰、飛灰の資源化処理により延命化を図るとともに、現有施設の適切な維持管理に努めます。

## 6 ごみ処理施設整備計画

---

### 6-1 中間処理施設

---

中間処理施設については、施設の老朽化が進んでいることから、以下のとおり検討を進めます。

- ①燃えるごみ：十和田ごみ焼却施設の適切な維持管理と長寿命化計画等の検討
- ②燃えないごみ・粗大ごみ・資源ごみ  
：十和田粗大ごみ処理施設の適切な維持管理と長寿命化計画等の検討

### 6-2 最終処分場

---

現在稼働している十和田最終処分場、五戸第2最終処分場とも適切な維持管理を継続し、長期にわたり安定した最終処分場を確保します。

## 7 資源化・減量化計画

ごみの資源化・減量化については、表4-3のとおり数値目標を定めます。これに基づき、ごみの資源化・減量化の達成状況、進捗状況を点検します。

表4-3 ごみの排出抑制及び資源化に関する目標値

		組 合 現 況	組 合 目 標	
		平 成 27 年 度	中 間 見 直 し 年 度 平 成 33 年 度	目 標 年 度 平 成 38 年 度
リサイクル率		22.0%	<b>26%</b>	<b>27%</b>
一人一日当たり 排出量	合 計	904.5g	<b>838g</b>	<b>795g</b>
	家庭系ごみ	610.1g	<b>595g</b>	<b>580g</b>
	事業系ごみ	271.2g	<b>214g</b>	<b>180g</b>
	集団回収	23.2g	<b>29g</b>	<b>35g</b>

※リサイクル率(%) = (資源化量+集団回収量) / (ごみ排出量+集団回収量)

※一人一日当たり排出量(原単位)(g/人・日)

= ごみ排出量又は集団回収量 / 行政区内人口 / 365日又は366日 × 1,000,000

## 8 基本方針の実現に向けた施策

基本方針(①ごみの発生抑制と減量化の推進、②リサイクルの推進、③適正処理の推進)を実現するための主体ごとの役割を表4-4に示します。

表4-5にはこの役割を果たし、ごみの資源化・減量化を推進するための主体ごとの重点施策を示します。

また、表4-6に示す主体ごとの主な取組についても、目標達成に向け各主体でよく検討し、できるものから率先して実行していくこととします。

表4-4 主体ごとの役割

主 体	役 割
住 民	・ ごみの分別排出ルールを守って、ごみを減らし、循環型社会形成に貢献する。
事業者	
市町村	・ ごみの減量化、資源化の重要性を住民、事業者へ理解してもらい、循環型社会形成に貢献する。
組 合	・ ごみの適正処理を継続し、循環型社会形成に貢献する。

表4-5 主体ごとの重点施策

主体	重点施策
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨芥類（生ごみ）の水切りを徹底し、ごみ排出量の削減を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ごみの出し方」をよく理解し、分別ルールを遵守し、分別排出を徹底する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィス町内会への参加により、紙ごみ排出量の削減とリサイクルを推進する。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村の実情に合ったごみ処理基本計画を策定し、本計画で定める目標の達成に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ごみの出し方」の意味を住民に理解してもらう。</li> </ul>
組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の適正管理を行うことと同時に、適正処理に向けて長寿命化計画等の検討を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本基本計画の中間見直し年度(平成33年度)を設定し、計画の進捗状況、達成状況等を確認して、状況に応じて必要な措置を行う。</li> </ul>

表4-6 主体ごとの主な取組

基本方針	住民
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食べ残しや廃棄食品をなくし、生ごみの排出抑制に努める。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会等が行う資源の集団回収へ積極的に参加する。</li> </ul>
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理する。</li> </ul>

基本方針	事業者
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの自己処理に取り組む。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多量排出事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・資源化に努める。</li> </ul>
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄をされないよう、事業所・所有地周辺を適正に管理し、また自らもしない。</li> </ul>

基本方針	構成市町村
ごみの発生抑制と減量化の推進	・ ホームページ、広報誌等でごみ減量化に関する情報提供を行い、減量化の必要性を理解してもらう。
	・ 住民・事業者に対して生ごみの自己処理・水切りについて減量化への有効性を理解してもらう。
	・ ごみ減量等に関する勉強会や説明会を開催する。
	・ 再使用を推進するために、フリーマーケット等のイベントを開催する。
リサイクルの推進	・ ホームページ、広報誌、イベント等で住民・事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。
	・ 集団回収や拠点回収など、資源ごみの回収品目別に、効率的なリサイクルルートの確立を検討する。
適正処理の推進	・ 住民・事業者に対してごみの適正排出・適正処理に対する環境教育等を行う。
	・ 医療関係者に対して在宅医療廃棄物に対する関係者の役割と協働について意思疎通を図る。
	・ 家庭ごみ処理の有料化を検討する。

基本方針	組合
ごみの発生抑制と減量化の推進	・ 構成市町村に対してごみ排出量、ごみ性状等の情報を提供し、ごみの減量化に協力する。
	・ 紙ごみの受入制限を検討する。
	・ ごみ処理手数料の適正化を検討する。
リサイクルの推進	・ 処理による金属回収、資源ごみの資源化を行う。
	・ 焼却残さのリサイクルを継続する。
適正処理の推進	・ 適正な収集・運搬体制を検討する。
	・ 焼却処理及び破碎選別による減量化に努める。
	・ 搬入から処理・処分に至るまでの適正な運営と維持管理に努める。
	・ 家庭ごみ処理の有料化を検討する。

## 9 一般廃棄物処理業の許可

---

---

一般廃棄物処理業の許可については、現状の対応を継続します。

原則として新規の許可は行わない事を基本としますが、ごみ排出状況の変動、ごみの減量化や資源化の推進等の観点から必要に応じて検討するものとし、その詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

## 10 家庭ごみ処理の有料化

---

---

中間見直し年度（平成33年度）において計画の進捗状況を見ながら、構成市町村とともに導入時期を検討します。

## 11 災害廃棄物処理計画

---

---

構成市町村が定める災害廃棄物処理計画に基づき、組合の災害廃棄物処理計画を策定します。